

保育士さん
いらっしゃ〜い!



尾道市保育士就労奨励金交付事業

20万円

尾道市内の保育施設等に保育士として新規に就労する人に奨励金を交付します。また、市外在住の保育士が就労に際して市内に転入した場合には、転入費用（実費負担分）を最大20万円加算します。

最大40万円

1 奨励金の交付対象

次の①〜③を全て満たす人が対象です。

- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、尾道市内の保育所等（注1）に新規に採用された常勤の（注2）保育士又は保育教諭。ただし、公立保育所及び公立認定こども園の正規採用職員を除きます。
- 採用日以前に尾道市内の保育所その他の児童福祉施設、認可外保育施設、放課後児童クラブ等に勤務していた人は、退職後2年を経過していること。
- 常勤の保育士又は保育教諭としての勤務を3年以上継続する見込みがあること。

注1 保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業のうち小規模保育事業A型・B型及び事業所内保育事業を行う施設及び家庭保育園、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

注2 1日6時間以上で1月に20日以上勤務する雇用形態

2 奨励金の交付

- 基本額（就労奨励部分） 20万円
- 加算額（転入費用補助部分） 上限20万円（市外から転入するために実際に支払った額）

※ 交付は同一人につき1回限り。

※ 加算額は、就労に際して尾道市内に転入し住民登録をした場合に、転入のために実際に支払った額について20万円を上限とし、基本額に上乗せして交付します。（加算額のみはしません。）

3 返還を求める場合

- 就労した日から起算して3年以内に退職したとき
- 虚偽の申請その他不正行為があったとき

※ 病気、災害、雇用者都合の解雇等やむを得ない理由である場合は返還を求めないことがあります。

4 申請フロー・提出書類

1 就労決定（転入・引越）

2 交付申請

審査

3 交付決定（郵送）

4 交付請求

5 口座振込

※ 決定から概ね1ヶ月後を目安に振込

※ 様式等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所 子育て支援課児童保育係

TEL 0848-38-9114

E-mail k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、尾道市内の保育所等に就労した場合（就労に伴い市外から転入し、取得又は賃借した尾道市内の住宅に居住し、居住先が住民基本台帳に住所として記録された場合）

【提出書類】

共通書類

- 尾道市保育士就労奨励金交付申請書（様式第1号）
- 保育士証の写し
- 市内の保育所等の就労証明書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 住民票の写し ※注1、注2
- 市税等の滞納がないことの証明（完納証明書） ※注2
- その他市長が必要と認める書類

※注1 尾道市に住民登録がある方は、交付申請書中の同意書に署名押印があれば添付を省略することができます。

※注2 発行には1枚につき300円が必要です。

◎市外から転入した場合は、共通書類に加えて次の書類が必要になります。

- 工事請負、売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- 新規の住宅取得若しくは賃借又は引越しに係る領収書又はその写し
- 建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し（住宅取得の場合）
- 位置図、建物配置図及び建物平面図（住宅取得の場合）
- 工事内訳書の写し、住宅の全景写真（住宅取得の場合）

※注2 転入費用のうち加算額の交付対象となるのは、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間で、就労日の3か月前から申請日までの間に支払ったことが確認できる場合に限りです。

- 尾道市保育士就労奨励金請求書（様式第5号）

